

# キャッシュフロー表

重要度 **A**

平成 29 年 1 月出題

下記の **問 13**、**問 14** について解答しなさい。

＜田辺家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
田辺 徳之	本人	昭和 39 年 10 月 14 日	会社員
由美	妻	昭和 42 年 11 月 25 日	専業主婦
翔也	長男	平成 4 年 6 月 18 日	会社員
香奈	長女	平成 6 年 7 月 6 日	大学生

＜田辺家のキャッシュフロー表＞

(単位:万円)

経過年数		基準年	1 年	2 年	3 年	4 年	
西暦 (年)		2016	2017	2018	2019	2020	
平成 (年)		28	29	30	31	32	
家族構成 / 年齢	田辺 徳之	本人	52 歳	53 歳	54 歳	55 歳	56 歳
	由美	妻	49 歳	50 歳	51 歳	52 歳	53 歳
	翔也	長男	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳	28 歳
	香奈	長女	22 歳	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳
ライフイベント		変動率		海外旅行		翔也結婚	
収入	給与収入 (夫)	1 %	627	633	640	646	652
	収入合計	-	627	633	640	646	652
支出	基本生活費	1 %	246			(ア)	
	住居費	-	150	150	150	150	150
	教育費	-	130				
	保険料	-	46	46	34	34	34
	一時的支出	-		100		150	
	その他支出	1 %	40	40			
支出合計	-	612	584			482	
年間収支		-	15	49			170
金融資産残高		1 %	508	(イ)			

※年齢および金融資産残高は各年 12 月 31 日現在のものとし、平成 28 年を基準年とする。

※給与収入は手取り額で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としてある。

## 基本生活費

**問 13** 田辺家のキャッシュフロー表の空欄 (ア) に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

解説

チェック

キャッシュフロー表の金額は、次のように求めるのが原則である。

基本生活費 = 基準年の生活費 × (1 + 変動率)<sup>経過年数</sup>

基準年の生活費 = 246 万円 / 年 変動率 = 0.01

経過年数 = 3 年

基本生活費 = 246 万円 / 年 × (1 + 0.01)<sup>3</sup>  
= 253.45404 万円 / 年 → 253 万円

(問題の指示により、万円未満四捨五入)

正解 253 (万円)

## 金融資産残高

**問 14** 田辺家のキャッシュフロー表の空欄 (イ) に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

解説

チェック

金融資産残高の金額は、次のように求めるのが原則である。

金融資産残高 = 前年の金融資産残高 × (1 + 変動率) ± 年間収支

前年の金融資産残高 = 508 万円 変動率 = 0.01 年間収支 = 49 万円

金融資産残高 = 508 万円 × (1 + 0.01) + 49 万円  
= 562.08 万円 → 562 万円

(問題の指示により、万円未満四捨五入)

正解 562 (万円)

下記の **問 30** ~ **問 32** について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利 1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金 係数	資本回収 係数	年金終価 係数	年金現価 係数
1 年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2 年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3 年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4 年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5 年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6 年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7 年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8 年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9 年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10 年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15 年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20 年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25 年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30 年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

**問 30** 横山さんは、住宅購入の際の頭金とするため、毎年年末に 80 万円を積み立てる予定である。7 年間、年利 1.0% で複利運用しながら積み立てた場合、7 年後の合計額はいくらになるか。

解 説

チェック

毎年年末に積み立てた金額が複利運用で数年後いくらになるか (元利合計額) を求めるときに利用する係数は年金終価係数。

積立金額 80 万円

利 率 年利 1.0% (複利運用)

期 間 7 年間

利用する年金終価係数は 7 年の 7.214

7 年後の合計額は、80 万円 × 7.214 = 577.12 万円

→ 5,771,200 円

**正 解** 5,771,200 (円)

**問 31** 林田さんは、早期退職時に受け取った退職一時金 1,500 万円を老後の生活資金として将来使用する予定である。これを 10 年間、年利 1.0% で複利運用した場合、10 年後の合計額はいくらになるか。

解 説

チェック

元金を複利運用した時の将来の結果 (元利合計額) を求めるときに利用する係数は、終価係数。

元 本 1,500 万円

利 率 年利 1.0% (複利運用)

期 間 10 年間

利用する終価係数は 10 年の 1.105

10 年後の合計額は、1,500 万円 × 1.105 = 1,657.5 万円

→ 16,575,000 円

**正 解** 16,575,000 (円)

**問 15** 下記<資料>に基づき、大原さんが土地（居住用ではない）を不動産会社に譲渡した場合の譲渡所得に係る所得税および住民税の合計額を計算しなさい。なお、<資料>に記載のない条件や復興特別所得税は考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

- ・取得の日：平成 23 年（2011 年）11 月 8 日
- ・譲渡の日：平成 28 年（2016 年）11 月 24 日
- ・課税譲渡所得金額：2,300 万円

[土地建物の譲渡所得に係る税率]

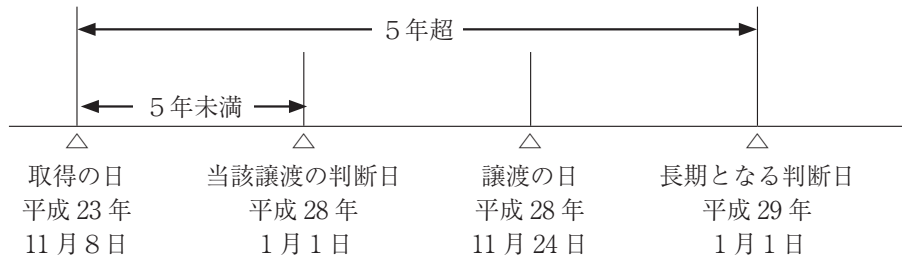
	所得税	住民税
課税長期譲渡所得	15%	5%
課税短期譲渡所得	30%	9%

### 解 説

チェック

<土地建物等の譲渡所得の所有期間による長期・短期の判断>

取得してから、「譲渡日の属する年の 1 月 1 日」までの所有期間が 5 年を超える場合は長期譲渡所得、5 年未満の場合は短期譲渡所得となる。



当該譲渡は、平成 28 年 1 月 1 日現在の所有期間が 5 年を超えていないので、短期譲渡となる。

以上から、所得税 30%、住民税 9% が適用される。

課税譲渡所得金額：2,300 万円

所得税と住民税の合計 = 2,300 万円 × (30% + 9%) = **897 万円**

**正 解 897 (万円)**

**問 16** 宇野さんは、9 年前に相続により取得し継続して居住している自宅の売却を検討している。売却に係る状況が下記<資料>のとおりである場合、課税長期譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

<資料>

- ・平成 28 年 3 月に自宅（土地および建物）を売却し、同月中に引渡しを行った。
- ・取得費：土地および建物とも不明であるため概算取得費とする。
- ・売却価格（合計）：8,500 万円
- ・譲渡費用（合計）：300 万円
- ※居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。
- ※所得控除は考慮しないものとする。

1. 4,350 万円    2. 4,620 万円    3. 4,775 万円    4. 5,060 万円

### 解 説

チェック

<資料>から

取得費：概算取得費（売却価格の 5%）

譲渡費用：300 万円

売却金額：8,500 万円

居住用財産の譲渡として 3,000 万円の特別控除を受ける。

$$\begin{aligned} \text{課税長期譲渡所得} &= \text{売却金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除} \\ &= 8,500 \text{ 万円} - (8,500 \text{ 万円} \times 5\% + 300 \text{ 万円}) - 3,000 \text{ 万円} \\ &= \mathbf{4,775 \text{ 万円}} \end{aligned}$$

**正 解 3**

# 【第1問】

重要度 **B**

## 株式 (NISA)

**問 4** 鉄平さんは、公募投資信託やETF (上場投資信託)、J-REIT (不動産投資信託)の購入を検討しており、NISA (少額投資非課税制度) についてFPの川岸さんに質問をした。川岸さんが金融商品等について説明する際に使用した下表の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

	公社債投資信託	株式投資信託	ETF	J-REIT
NISAによる非課税の対象	対象にならない	対象になる	対象になる	(ア)
上場・非上場	非上場	(イ)	証券取引所に上場	証券取引所に上場
指値注文	できない	できない	(ウ)	できる

- (ア) 対象にならない (イ) 証券取引所に上場 (ウ) できる
- (ア) 対象にならない (イ) 非上場 (ウ) できない
- (ア) 対象になる (イ) 証券取引所に上場 (ウ) できない
- (ア) 対象になる (イ) 非上場 (ウ) できる

### 解説

チェック

	公社債投資信託	株式投資信託	ETF	J-REIT
NISAによる非課税の対象	対象にならない	対象になる	対象になる	(ア:対象になる)
上場・非上場	非上場	(イ:非上場)	証券取引所に上場	証券取引所に上場
指値注文	できない	できない	(ウ:できる)	できる

#### 参考 NISA (少額投資非課税制度) の特徴

利用対象者	20歳以上(口座開設年の1月1日現在)の国内居住者
口座数	一人一口座
非課税の対象	NISAで保有する上場株式、株式投資信託等の配当金や売買益等
非課税枠	年最大120万円
非課税期間	最長5年

正解 4

# 【第1問】

重要度 **A**

## 社会保険・公的年金

**問 5** 結衣さんは、第2子の誕生後、その子が満1歳に達するまでの間、育児休業を取得しようと考えている。育児休業に係る社会保険に関する次の(ア)~(ウ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、結衣さんは、22歳でLT株式会社就職してから継続して雇用保険および全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者であり、かつ厚生年金保険の被保険者であるものとする。

- (ア) 育児休業期間について、一定の要件を満たした場合、雇用保険から育児休業給付金の支給を受けることができる。
- (イ) 育児・介護休業法に基づく育児休業等期間について、事業主が申出を行った場合、被保険者負担分の健康保険料および厚生年金保険料は免除されるが事業主負担分の保険料は免除されない。
- (ウ) 育児・介護休業法に基づく育児休業等期間について保険料免除を受けた期間は、厚生年金保険の保険給付の計算に際しては、保険料未納期間として取り扱われる。

### 解説

チェック

- (ア) ○ 記述のとおりである。
- (イ) × 当該期間の健康保険料および厚生年金保険料は被保険者負担分、事業主負担分共に免除される。なお、健康保険の保険給付は、社会保険料が徴収されていなくても、従来どおり受けることができる。産前産後期間の休業期間中も同様の扱いである。
- (ウ) × 育児・介護休業法に基づく育児休業等期間について保険料免除を受けた期間は、厚生年金保険の保険料納付の計算に際しては、保険料を納付した期間として取り扱われる。なお、産前産後期間の休業期間中も同様の扱いである。

#### 参考 育児休業給付

育児休業給付金は、育児休業を開始してから180日目まで、所定の条件を満たす雇用保険被保険者に休業開始時賃金日額×支給日数の67%、その後は50%相当額が支給される。

受給資格は、雇用保険被保険者期間が育児休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数11日以上ある完全月があること。

**対象期間**：原則として1年間(保育所に入所できない等の事情がある場合、最長1年6ヵ月。平成29年10月1日より最長2年)。パパ・ママ育休プラス制度を利用する場合は1歳2ヵ月。

**支給停止**：支給の対象期間中に賃金が支給された場合は、賃金が所定の額を超えると減額され、休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額に対し80%以上のときは、給付金は支給されない。また、育児休業給付金には上限額と下限額が設定されている。

正解 (ア)○ (イ)× (ウ)×